



## 入会及び退会規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人行田法人会（以下「本会」という）の定款第6条で及び8条の規程に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

### (入会)

第2条 本会の正会員又は、準会員として入会しようとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、その承認を得て入会するものとする。

### (会費)

第3条 会費の金額及び納期は、定款第7条により総会の議決を経て別に定める。

### (退会事由及び手続)

第4条 本会を退会しようとする会員は、退会手続を行い、任意に退会することができる。

- 2 定款第9条の定める事由により資格を喪失した場合、原則として既納の会費は、返還しない。又、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴として使用することはできないものとする。

### (再入会)

第5条 前項の規程により会員資格を喪失した者が、再入会を希望する場合には、改めて、第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会の申し込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際の未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再加入は認めない。又、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

### (会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第6条 入会者は、会員の種別毎に本会の管理する名簿に登録する。

- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会の定める変更届の提出を求める。
- 3 定款第9条の定める事由により、資格喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。
- 4 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

### 附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

## 会費規程

第1条 公益社団法人行田法人会定款7条に定める会費額は、本規程による。会員は本規程により会費を負担するものとする。

第2条 会員は、次のとおり会費を納入するものとする。

- (1) 正会員は、年間（事業年度）8,000円とする。
- (2) 準会員は、年間（事業年度）3,000円とする。
  - 2 会費は毎年度4月1日を基準に、年一回一括納入するものとし、口座振替を原則とする。
  - 3 年度途中の入会会員は、月割り計算で納入するものとする。
  - 4 既納の会費はこれを返納しない。
  - 5 会費の額は総会において定めるものとする。

第3条 会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

第4条 この規程を改廃する場合は、総会の決議を経て行うものとする。

### 付則

- 1 本規程は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 平成24年5月18日総会決議